

下呂市附属機関設置条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長 山 内 登

令和 8 年下呂市条例第49号

下呂市附属機関設置条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(下呂市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条、第 3 条関係）			別表（第 2 条、第 3 条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務
市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市農 業融資制度推進会議の項 （略）		市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市農 業融資制度推進会議の項 （略）	
	下呂市有 機農業推 進協議会	<u>有機農業実施計画 の作成及びその円 滑な取組に関する 必要な事項を協議 する。</u>			
	下呂市森林管理委員会の項 ～下呂市下呂温泉合掌村経 営改善委員会の項 （略）			下呂市森林管理委員会の項 ～下呂市下呂温泉合掌村経 営改善委員会の項 （略）	
教育委員会の部 （略）			教育委員会の部 （略）		

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年下呂市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前											
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）											
区分		報酬		費用弁償		区分		報酬		費用弁償					
教育委員会委員の項～鳥 獣被害対策実施隊員の部 （略）				下呂市職員 等の旅費に 関する条例 （平成16年 下呂市条例 第51号）に おける行政 職給料表の 7 級の職務 にある者の 旅費の例に よる。ただ し、内国旅 行の旅費の うち日当、 宿泊料及び 食卓料につ いては、同 条例別表第 1 その他の 区分を適用 する。				教育委員会委員の項～鳥 獣被害対策実施隊員の部 （略）				下呂市職員 等の旅費に 関する条例 （平成16年 下呂市条例 第51号）に おける行政 職給料表の 7 級の職務 にある者の 旅費の例に よる。ただ し、内国旅 行の旅費の うち日当、 宿泊料及び 食卓料につ いては、同 条例別表第 1 その他の 区分を適用 する。			
下呂市有機農業 推進協議会委員		日 額	6,0 00 円												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。